

再 評 価 書

事業名	下水道事業（雨水）	事業区分	北勢沿岸流域下水道 （南部処理区）関連 四日市市公共下水道事業	室名	四日市市 上下水道局経営企画課
事業概要	工期 (下段:当初)	H元年度～H37年度 ～	全体事業費 (下段:当初)	49,208百万円(負担率:国0.5:市0.5)	
事業目的及び内容					
<p>本事業は、低平地に位置し降雨に弱い、市街地の浸水防除を図るために行うものである。</p> <p>〔事業内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水区域面積 462.3 ha 旧四日市市;磯津第1 30.1ha + 磯津第2 3.3ha + 河原田 72.6ha = 106ha 旧楠町;江川 270.4ha + 南川南五味塚 85.9ha = 356.3ha ・排除方式 分流式 ・確率年 10年 ・降雨強度 $I_{10} = 8,114 / (t+48)$ 75.1mm/h (t=60分) 					
事業主体の再評価結果					
<p>1. 再評価を行った理由</p> <p>事業採択後一定期間を経過し、継続中の事業であることから再評価を行う。</p>					
<p>2. 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>本事業区域462.3haのうち、平成17年度末までに旧四日市市の約14.6haの面的整備が済みであり、既設ポンプ場1場（磯津第2）、ポンプ場2場（磯津第1,河原田）及び管渠約4.4km（磯津第1排水区、磯津第2排水区,河原田排水区）の整備と合わせて、浸水被害の軽減に寄与している。</p> <p>今後の計画は、旧楠町の排水区域について住民ニーズが高いことから、平成18年度に約127.9haの認可取得を行い、ポンプ場2場（吉崎,新南五味塚）と合わせて幹線管渠4.7km（江川排水区,南川南五味塚排水区）の整備に着手する。</p> <p>当面は、上記の排水区について、速やかな整備完了を目指すものとする。</p>					
<p>3. 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>本事業区域は、降雨に伴う浸水被害を幾度となく経験しており、現在では、従来からの行政側の対策（河川事業や下水道事業）に加え、雨水の宅内での貯留方式を推奨するなど、総合的な治水対策を進めている。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水被害状況や住民ニーズ等を勘案し、投資効果の高い事業の執行を行うこと。 ・ 建設費及び維持管理費のさらなるコスト縮減を図り、下水道財源の健全化に努めること。 <p>により、地域住民とのコンセンサスが形成されている。</p> <p>更に、H17年2月の旧楠町との合併により新四日市市の中で、唯一、沿岸部で雨水対策が未整備の楠地区について、その整備推進を図ることとなっている。</p> <p>よって、下水道事業を巡る社会経済状況については、事業の促進に支障となるような、大きな変化はないものと捉えている。</p>					

4 . 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4 - 1 費用対効果分析

本事業は平成元年度から事業を進めてきたが、今回初めて費用対効果分析を行った。

現在価値比較法 B (便益) = 47,565 百万円、C (費用) = 30,852 百万円

費用対効果分析結果 「 B / C = 1 . 5 4 」

4 - 2 地元の意向

浸水被害軽減は、地元住民の切実な願いである。

平成 17 年 2 月に編入合併した旧楠地区では、特に地元の浸水対策要望が非常に高く、合併による事業の促進効果が期待されている。

5 . コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5 - 1 コスト縮減

- ・ポンプ場の経済的で円滑な排水運転を目指した小降雨対応の排水ポンプの整備や台数分割による効率的整備の実施している。
- ・幹線水路整備の進捗に合わせた段階的整備を行い、事業効果に合わせた工事計画を策定している。
- ・ポンプ場の集中管理や外部委託化の実施により、維持管理の効率的な運用を図っている。
- ・現場条件の制限を受ける中で、より経済的で早期に効果の発現が可能な幹線ルートを選定している。

5 - 2 代替案

事業採択から 17 年を経過し既に事業を推進している排水区に、新たに楠地区の整備計画を加えて、浸水被害軽減額等を便益とした費用対効果分析を行い、本事業の妥当性を確認した。

よって、現状の整備計画の推進は妥当であると判断している。

再 評 価 の 経 緯

本事業は、平成元年度から事業を進めており、今回初めて再評価を行うものである。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えている。